豊橋市告示第　２７８号

別紙公示送達書に記載された者にかかる書類は、住所又は居所が不明等のため送達不能につき、高齢者の医療の確保に関する法律第１１２条において準用する地方税法第２０条の２の規定により告示する。

令和8年11月5日

豊橋市長　長坂　尚登

豊橋市役所国保年金課にて保管している書類は、所在判明次第交付する。
公示をした日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

公 示 送 達 書

令和8年度賦課　令和8年度相当

高齢者の医療の確保に関する法律第百四条に規定する保険料

送達すべき書類:地方自治法第二百三十一条の三に関する法律に規定する書類

整理番号	氏名
60620260009248	梶田　マリア　テルコ
60620260009635	山田　賢市
60620260009480	熊・　憲史
60620260009627	原田　武四郎
60620260009904	児島　政明
60620260009169	長友　顯光
60620260008997	HARADA　AMELIA　NATSUKO
60620260009553	三浦　隆子
以下余白	